

# 報道資料

令和3年12月28日(火)

総務部知事公室 防災統括室 担当:小原、三原

電話:0742-27-7006(ダイヤルイン)内線:2285、2247

## 新型コロナウイルス検査促進事業の実施について

### 1. 「ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業」に係る無料検査の実施について

健康上の理由等でワクチン接種を受けられない方が、「ワクチン・検査パッケージ制度」等で必要となる検査(PCR検査等、抗原定性検査)について、令和3年12月28日(火)より令和4年3月31日(木)までの間、無料化します。

### 2. 無料検査の対象について

- ・対象検査:「ワクチン・検査パッケージ制度」及び飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する民間事業者等の取組に必要な検査
- ・対象者: ①基礎疾患、副反応の懸念など健康上の理由により、ワクチン接種を受けられない方  
②12歳未満の子ども

### 3. 無料検査実施事業者について

無料検査を実施している事業者(医療機関、薬局、衛生検査所等)については、下記ホームページで公表します。(順次追加予定)

<https://www.pref.nara.jp/59953.htm>

### 4. 無料検査の流れについて

- ①無料検査実施事業者で検査の申し込み(原則、予約不要)
  - ・申込書への記入、身分証明書の提示
- ②検査の実施
  - ・PCR検査等:実施事業者立ち会いの下、検体(唾液)を受検者が採取し、検査機関等で検査
  - ・抗原定性検査:実施事業者立ち会いの下、検体(鼻腔ぬぐい液)を受検者が採取し、実施事業者で検査
- ③検査結果の通知
  - ・結果通知書を受領(PCR検査等の場合は、翌日以降となる場合があります)
- ④検査結果の有効期限
  - ・PCR検査等:検体採取日+3日
  - ・抗原定性検査:検体採取日+1日

ワクチン接種に関する差別など、新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見をなくしましょう。